

# 2月の市民相談

●相談は全て無料です。相談日が祝日と重なった場合は原則としてお休みです。  
 ●市役所の市民課・収納課・子ども課・福祉課にはポルトガル語を話せる職員（臨時職員）がいます。

No dep. de registro civil, coletoria municipal, dep. infantil, dep. de assistência social, trabalham funcionários que comprehendem o idioma português.

相談	日 時	場 所	主な相談内容	問合先
年金相談	2月 6日(木) ・ 13日(木) ・ 20日(木) ・ 27日(木)	午前10時～正午 午後 1時～3時 ※受け付けは午前 8時 30分から。	市役所多目的室BCDE 市役所22B会議室 吉良支所第1会議室 市役所22B会議室	厚生年金・国民年金について。※受け付け状況により、相談時間終了前でも受け付けを終了する場合があります。
				保険年金課国民年金担当 (☎65・2104)
行政評価苦情申立	2月 3日(月)・17日(月)	午後 1時30分～3時	市役所11相談室	市施策で申立人の利害に関する苦情 ※予約制。
消費生活相談	毎週月・木曜日	午前 9時～正午 午後 1時～4時	市役所11相談室 ※ 3日(月)・17日(月)の午後は市役所13相談室。	悪質商法や消費者トラブル、多重債務問題。 ※電話相談可。多重債務問題は面談のみ。
労働相談	2月 18日(火)	午後 1時～4時	市役所11相談室	労働条件、解雇、賃金などの労働問題 ※予約制。予約は開催日前日の正午までに商工観光課商工担当へ。
市税夜間納税相談	2月 13日(木)	午後 6時～8時	市役所収納課	市税の納税に関する相談(夜間)。納税も可
市税納税相談	2月 23日(日)	午後 1時～5時15分	市役所行政情報センター	市税の納税に関する相談。納税も可
多重債務相談	2月 19日(木)・20日(木)	午前 9時～正午 午後 1時～4時	市役所12相談室	複数の消費者金融から借り入れをしている人のための返済に関する相談。
市民特別法律相談	2月 1日(土) ・ 4日(火) ・ 13日(木) ・ 20日(木) ・ 25日(火) ・ 27日(木)	午後 1時30分～4時	寺津ふれあいセンター 市役所11相談室 一色支所第1会議室 幡豆支所第2会議室 市役所11相談室 吉良町公民館会議室2	法律的専門知識を有する相談。※予約制で各5人まで。予約は1月16日(木)から市民課窓口担当へ。
				市民課窓口担当 (☎65・2101)
登記相談	2月 12日(木)	午後 1時～4時	市役所11相談室	土地などの売買や相続など
司法書士法律相談	2月 14日(金)	午後 1時30分～4時	市役所11相談室	紛争の目的の価格が140万円以下の民事相談。※予約制で5人まで。予約は1月16日(木)から市民課窓口担当へ。
行政相談	2月 14日(金) ・ 21日(金)	午前10時～正午 午後 1時30分～4時	市役所11相談室 幡豆支所第2会議室	行政全般に対する苦情や要望
				〃
人権相談	2月 7日(金) ・ 14日(金) ・ 15日(土) ・ 21日(金)	午後 1時30分～4時 ※受け付けは午後 3時 30分まで。	吉良町公民館会議室2 一色支所第1会議室 総合福祉センター 幡豆いきいきセンター	いじめ、嫌がらせ、虐待、差別、セクハラ、DVなどの日常生活における心配ごとや悩みごと。※一色支所・総合福祉センターは弁護士同席。
				〃
かいこくしんそうたん 外国人相談 Consulta para estrangeiros	2月 7日(金)・21日(金) Dias 7 e 21 de fevereiro (sexta-feira)	午後 1時～4時 13h às 16h	市役所11相談室 11 Soudan-shitsu	スペイン語、ポルトガル語、英語による生活上、行政上の相談 Consultas gratuitas para estrangeiros com problemas na vida diária em espanhol, português e inglês
こころの健康相談	2月 6日(木) ・ 21日(金)	午後 1時～5時	西尾市保健センター 吉良保健センター	心の悩みを抱える方やその家族からの相談。※予約制。予約は電話で各問合先へ。
育児・虐待相談	毎週月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時	市役所家庭児童支援課	就園前のお子さんの発達や、育児全般、児童虐待について。※電話相談可。
D V相談	毎週月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時	市役所家庭児童支援課	配偶者などからの暴力に関する相談。※電話相談可。
児童相談	日曜日・祝日を除く 毎日	午前 9時～午後 4時 ※土曜日は正午まで。	市役所家庭児童支援課 ※土曜日は多目的室A	児童の性格や家族関係、学校生活などの電話・面接相談。※予約も可。
母子家庭相談	毎週月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時	市役所家庭児童支援課	母子家庭の困りごとや自立生活に関する相談。
児童巡回相談	2月 13日(木)・27日(木)	午前10時～午後 3時	総合福祉センター相談室	療育手帳の新規交付・再判定に関する相談。事前に予約が必要
内職相談	毎週金曜日	午前10時～午後 3時	総合福祉センター相談室	内職の紹介と事業所の登録
障害者虐待相談	毎週月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時	障害者虐待防止センター (市役所福祉課内)	障害者に対する虐待に関する相談。※電話相談可。
知的障害者相談	毎月第2水曜日	午前 9時～正午	総合福祉センター相談室	知的障害者と家族の困りごと
身体障害者相談	毎月第1・第4月曜日	午前 9時～正午	総合福祉センター相談室	身体障害者と家族の困りごと
結婚相談	毎週火曜日と毎月第1・第3日曜日	午後 1時～3時	総合福祉センター相談室	結婚相手の紹介。※申込金500円と写真2枚が必要。
児童・生徒 心配ごと相談	毎週月～金曜日	午前 9時～午後 4時	中央ふれあいセンター 一色健康センター	小・中学生のいじめや不登校などに関する心配ごとや悩みごと。※面接相談可。
育児相談	毎週月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時	子育て支援センター (ハツ面保育園内)	就学前のお子さんの育児、生活習慣、心配ごとなど

※西尾警察署の「困りごと相談☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局の「人権相談☎57・2622(毎週水・木曜日、午前10時～午後4時)」、西三河県民生活プラザの「法律相談☎0564・27・0800(西三河総合庁舎1階、第2水曜日、午後1時30分～3時、要予約)」もご利用ください。